○国土交通省令第五十五号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十八条第二項の規定に基づき、及び同条第一項の規定を実施するため、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月十四日

国土交通大臣　中野　洋昌

航空法施行規則の一部を改正する省令

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（航空日誌） **第百四十二条**　法第五十八条第一項の規定により航空機の使用者が備えなければならない航空日誌は、法第百三十一条各号に掲げる航空機以外の航空機については搭載用航空日誌又は滑空機用航空日誌とし、法第百三十一条各号に掲げる航空機については搭載用航空日誌とする。 2　法第五十八条第二項の規定により航空日誌に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一　搭載用航空日誌 イ～ト　（略） チ　発動機及びプロペラの装備換えに関する次の記録 (一)・(二)　（略） (三)　装備換えを行つた箇所及び理由 リ　修理、改造又は整備の実施に関する次の記録 (一)・(二)　（略） (三)　確認年月日及び確認を行つた者の署名又は記名押印 （削る） 二　滑空機用航空日誌 イ～ホ　（略） ヘ　修理、改造又は整備の実施に関する次の記録 (一)・(二)　（略） (三)　確認年月日及び確認を行つた者の署名又は記名押印 ト　発動機又はプロペラの使用に関する次の記録 (一)　使用年月日及び時間 (二)　製造後の総使用時間及び最近のオーバーホール後の総使用時間 三　滑空機用航空日誌 イ～ホ　（略） ヘ　修理、改造又は整備の実施に関する次の記録 (一)・(二)　（略） (三)　確認年月日及び確認を行つた者の署名又は記名押印 3　前項の規定にかかわらず、法第百三十一条各号に掲げる航空機の搭載用航空日誌には、同項第一号イ及びヘに掲げる事項を記載すればよい。 （航空機の航行の安全を確保するための装置） **第百四十五条**　（略） 2　前項の規定にかかわらず、第百九十一条の二第一項第四号に掲げる飛行中にあつては、方向探知機、ＶＯＲ受信装置及び機上タカン装置は、装備しなくてもよいものとする。	（航空日誌） **第百四十二条**　法第五十八条第一項の規定により航空機の使用者が備えなければならない航空日誌は、法第百三十一条各号に掲げる航空機以外の航空機については搭載用航空日誌、地上備え付け用発動機航空日誌及び地上備え付け用プロペラ航空日誌又は滑空機用航空日誌とし、法第百三十一条各号に掲げる航空機については搭載用航空日誌とする。 2　法第五十八条第二項の規定により航空日誌に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一　搭載用航空日誌 イ～ト　（略） チ　発動機及びプロペラの装備換えに関する次の記録 (一)・(二)　（略） (三)　装備換えを行なつた箇所及び理由 リ　修理、改造又は整備の実施に関する次の記録 (一)・(二)　（略） (三)　確認年月日及び確認を行なつた者の署名又は記名押印 二　地上備え付け用発動機航空日誌及び地上備え付け用プロペラ航空日誌 イ　発動機又はプロペラの型式 ロ　発動機又はプロペラの製造者、製造番号及び製造年月日 ハ　発動機又はプロペラの装備換えに関する次の記録 (一)　装備換えの年月日及び場所 (二)　装備した航空機の型式、国籍、登録記号及び登録番号 (三)　装備換えを行なつた理由 ニ　発動機又はプロペラの修理、改造又は整備の実施に関する次の記録 (一)　実施の年月日及び場所 (二)　実施の理由、箇所及び交換部品名 (三)　確認年月日及び確認を行なつた者の署名又は記名押印 ホ　発動機又はプロペラの使用に関する次の記録 (一)　使用年月日及び時間 (二)　製造後の総使用時間及び最近のオーバーホール後の総使用時間 三　滑空機用航空日誌 イ～ホ　（略） ヘ　修理、改造又は整備の実施に関する次の記録 (一)・(二)　（略） (三)　確認年月日及び確認を行なつた者の署名又は記名押印 3　前項の規定にかかわらず、法第百三十一条各号に掲げる航空機の搭載用航空日誌には、同項第一号イ及びヘに掲げる事項を記載すればよい。 （航空機の航行の安全を確保するための装置） **第百四十五条**　（略） 2　前項の規定にかかわらず、第百九十一条の二第一項第五号に掲げる飛行中にあつては、方向探知機、ＶＯＲ受信装置及び機上タカン装置は、装備しなくてもよいものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

法規的告示

○国土交通省告示第三百四号

製材の日本農林規格（令和七年農林水産省告示第百九十五号）の施行に伴い、平成二十九年国土交通省告示第二百七十九号の一部を次のように改正する。

令和七年四月十四日

国土交通大臣　中野　洋昌